

◆ 農地の所有者変更や農地以外への転用には許可が必要です

農業委員会 農地部会のお知らせ

【問い合わせ】 農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313



平成 28 年度農業委員会の農地部会開催日と申請書などの提出期限を次のとおり決定しました。

農地の売買や相続・贈与などで所有者が変わるとき（3条申請）や、農地（田・畑）を農地以外のものに転用しようとするとき（4条・5条申請）などには、農地法に基づく許可などが必要です。

農業委員会事務局に申請や届出などの必要書類を提出してください。締切日以降の提出や書類に不備がある

場合などは、農地部会への上程が翌月以降になりますのでご注意ください。

許可について、農業委員会許可分は農地部会後 2～3日、市許可分は他法令の許可を要する場合を除き、締切日からおおむね 40 日前後での交付を予定しています。

なお、市街化区域内の転用などの届出関係書類は随時受け付けています。

■ 平成28年度 農地部会日程表

申請書などの提出締切日	農地部会開催日	申請書などの提出締切日	農地部会開催日	申請書などの提出締切日	農地部会開催日
3月24日(木)	4月11日(月)	7月22日(金)	8月9日(火)	11月18日(金)	12月8日(木)
4月20日(水)	5月13日(金)	8月19日(金)	9月8日(木)	12月14日(水)	1月10日(火)
5月20日(金)	6月9日(木)	9月20日(火)	10月12日(水)	1月20日(金)	2月9日(木)
6月20日(月)	7月7日(木)	10月21日(金)	11月10日(木)	2月17日(金)	3月9日(木)

◆ 春からの農作業に向けて

平成28年度の農作業賃金基準

【問い合わせ】 農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313



基準額は、ほ場整備田とし、未整備田・ほ場の条件・使用農機・作業の難易度などにより、双方で協議・調整してください。また、遠距離作業は、作業機などの

輸送費を双方で協議の上、別途加算してください。

※いずれの基準額にも消費税・飲食などのまかない料を含みません。

種目	単位	協定基準額	備考	
一般作業	1日	8,000円	労働時間は8時間を基準とする。	
耕うんなど	耕起	10a	8,500円 機械持ち賃金	
	くれ返し	//		6,000円
	代かき	//		6,500円
あぜぬり	1m	80円	あぜぬり機使用	
育苗	1箱	700円	硬化苗	
苗運搬	1箱	80円		
田植	10a	9,500円	苗代含まず。側条施肥機使用の場合1,500円増し 農薬1剤につき500円増し	
農薬散布	液剤	10a	3,000円 薬代含まず。動力噴霧機使用 動力散布機使用	
	粉粒剤	//		2,000円

種目	単位	協定基準額	備考
稲刈取り	10a	19,000円	コンバイン使用
籾運搬	10a	2,000円	
乾燥・籾摺調製	玄米60Kg	1,900円	基準水分 22%
色彩選別機	玄米30Kg	300円	
畦畔草刈	1時間	1,200円 ～1,800円	刈払いのみ(機械・燃料含む) ほ場や畦畔の状況により加減
土壌改良剤散布 肥料散布	10a	1,000円 ～2,000円	土壌改良剤・肥料代含まず。
麦	耕うん・播種・施肥	10a	8,000円
	刈取り・運搬	//	14,500円
大豆	耕うん・播種・施肥	10a	6,000円
	刈取り・運搬	//	12,000円